

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年6月10日提出
【計算期間】	第3期中(自 2021年9月11日至 2022年3月10日)
【ファンド名】	お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド（円ヘッジあり）
【発行者名】	株式会社お金のデザイン
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山辺 僚一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町 1 丁目 3 番
【事務連絡者氏名】	武内 康仁
【連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町 1 丁目 3 番
【電話番号】	03-6256-9135
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

【お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド（円ヘッジあり）】

以下の運用状況は2022年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	29,232	0.00
	ケイマン	7,597,723,710	96.50
	小計	7,597,752,942	96.50
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	275,739,197	3.50
合計(純資産総額)		7,873,492,139	100.00

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2020年 9月10日)	3,408	3,408	1.0337	1.0337
第2計算期間末 (2021年 9月10日)	6,392	6,392	1.2015	1.2015
2021年 3月末日	4,186	—	1.1658	—
4月末日	4,368	—	1.2032	—
5月末日	5,536	—	1.2071	—
6月末日	5,782	—	1.2111	—
7月末日	5,938	—	1.1984	—
8月末日	6,235	—	1.2006	—
9月末日	6,436	—	1.1765	—
10月末日	6,658	—	1.2032	—
11月末日	6,641	—	1.1846	—
12月末日	6,986	—	1.2070	—
2022年 1月末日	6,947	—	1.1679	—
2月末日	7,215	—	1.1899	—
3月末日	7,873	—	1.2515	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
---	----	--------------

第1期	2020年 6月19日～2020年 9月10日	0.0000
第2期	2020年 9月11日～2021年 9月10日	0.0000
当中間期	2021年 9月11日～2022年 3月10日	—

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2020年 6月19日～2020年 9月10日	3.37
第2期	2020年 9月11日～2021年 9月10日	16.23
当中間期	2021年 9月11日～2022年 3月10日	0.42

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2【設定及び解約の実績】

【お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド（円ヘッジあり）】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2020年 6月19日～2020年 9月10日	3,400,603,377	102,965,737
第2期	2020年 9月11日～2021年 9月10日	2,835,139,295	811,980,715
当中間期	2021年 9月11日～2022年 3月10日	1,182,608,910	361,871,776

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額については、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間（2021年9月11日から2022年3月10日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

【お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド（円ヘッジあり）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 2021年 9月10日現在	第3期中間計算期間末 2022年 3月10日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	228,165,463	291,133,344
投資信託受益証券	6,189,495,993	7,090,554,809
未収配当金	66	78
流動資産合計	6,417,661,522	7,381,688,231
資産合計	6,417,661,522	7,381,688,231
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,545,803	8,544,276
未払受託者報酬	581,622	745,871
未払委託者報酬	16,867,027	21,630,115
その他未払費用	1,959,384	2,902,637
流動負債合計	24,953,836	33,822,899
負債合計	24,953,836	33,822,899
純資産の部		
元本等		
元本	5,320,796,220	6,141,533,354
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,071,911,466	1,206,331,978
（分配準備積立金）	600,465,978	563,583,502
元本等合計	6,392,707,686	7,347,865,332
純資産合計	6,392,707,686	7,347,865,332
負債純資産合計	6,417,661,522	7,381,688,231

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期中間計算期間 自 2020年 9月11日 至 2021年 3月10日	第3期中間計算期間 自 2021年 9月11日 至 2022年 3月10日
営業収益		
受取配当金	48	78
有価証券売買等損益	423,453,250	1,058,816
営業収益合計	423,453,298	1,058,894
営業費用		
受託者報酬	417,397	745,871
委託者報酬	12,104,435	21,630,115
その他費用	2,169,612	3,035,249
営業費用合計	14,691,444	25,411,235
営業利益又は営業損失（ ）	408,761,854	24,352,341
経常利益又は経常損失（ ）	408,761,854	24,352,341
中間純利益又は中間純損失（ ）	408,761,854	24,352,341
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	37,707,136	1,116,437
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	111,145,687	1,071,911,466
剰余金増加額又は欠損金減少額	67,172,910	230,355,625
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	67,172,910	230,355,625
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,555,132	72,699,209
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,555,132	72,699,209
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	531,818,183	1,206,331,978

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目		第2期 2021年 9月10日現在	第3期中間計算期間末 2022年 3月10日現在
1.	受益権の総数	5,320,796,220口	6,141,533,354口
2.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.2015円 (12,015円)	1.1964円 (11,964円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2021年 9月10日現在	第3期中間計算期間末 2022年 3月10日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、中間貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

	短期間で決済される未収入金及び、未払金等の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
--	---	----

（デリバティブ取引に関する注記）

第2期(2021年 9月10日現在)

該当事項はありません。

第3期中間計算期間末(2022年 3月10日現在)

該当事項はありません。

（その他の注記）

第2期 自 2020年 9月11日 至 2021年 9月10日		第3期中間計算期間 自 2021年 9月11日 至 2022年 3月10日	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	3,297,637,640円	期首元本額	5,320,796,220円
期中追加設定元本額	2,835,139,295円	期中追加設定元本額	1,182,608,910円
期中一部解約元本額	811,980,715円	期中一部解約元本額	361,871,776円

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

2022年3月末現在	資本金	100,000,000円
	発行可能株式総数	普通株式1,000,000株 A種優先株式100,000株 B種優先株式200,000株 C種優先株式100,000株 D種優先株式100,000株 E種優先株式350,000株 X種株式85,000株
	発行済株式総数	普通株式201,500株 A種優先株式75,125株 B種優先株式154,691株 C種優先株式81,456株 D種優先株式74,972株 E種優先株式191,531株 X種株式84,283株

●過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
2017年7月14日	349,991,362円（100,000,000円）
2017年10月27日	740,232,862円（349,991,362円）
2018年6月29日	3,240,221,662円（740,232,862円）
2018年9月28日	3,590,214,142円（3,240,221,662円）
2019年3月22日	100,000,000円（3,590,214,142円）

(2)【事業の内容及び営業の状況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行なっています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業も行なっています。

委託者の運用する証券投資信託は2022年3月末現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	11	67,077
単位型株式投資信託	0	0
追加型公社債投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	11	67,077

(3)【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第2条の規定に基づき、当社の主たる事業である投資運用業を営む会社の財務諸表に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8事業年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けており、第9期中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)		
	前事業年度 (令和2年3月31日現在)	当事業年度 (令和3年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	2,776,188	2,170,217
預け金	740,300	970,428
売掛金	10,900	3,608
預託金	1,950,010	2,010,010
未収消費税等	101,095	54,700
その他流動資産	1 210,413	95,590
流動資産計	5,788,908	5,304,555
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	30,690	23,606
器具・備品	38,756	34,633
減価償却累計額	42,848	42,380
有形固定資産計	26,597	15,859
無形固定資産		
ソフトウェア	175,152	122,768
ソフトウェア仮勘定	50,171	104,649
その他無形固定資産	1,079	1,003
無形固定資産計	226,403	228,420
投資その他の資産		
投資有価証券	39,874	65,935
関係会社株式	2,000	-
敷金	26,075	17,988

その他	4,682	4,412
投資その他の資産合計	72,632	88,335
固定資産計	325,634	332,615
資産合計	6,114,542	5,637,170

（単位：千円）

	前事業年度 （令和2年3月31日現在）	当事業年度 （令和3年3月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	1,040,324	1,651,123
短期借入金	2 500,000	400,000
前受金	52,098	223,554
未払金	273,064	270,888
未払法人税等	3,800	4,319
その他流動負債	7,788	10,659
流動負債計	1,877,075	2,560,544
固定負債		
繰延税金負債	-	858
固定負債計	-	858
負債合計	1,877,075	2,561,403
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	12,023,924	12,023,924
資本剰余金合計	12,023,924	12,023,924
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,881,186	9,049,854
利益剰余金合計	7,881,186	9,049,854
株主資本合計	4,242,738	3,074,070
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,271	1,697
評価・換算差額等合計	5,271	1,697
純資産合計	4,237,467	3,075,767
負債純資産合計	6,114,542	5,637,170

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成31年 4 月 1 日		(自 令和 2 年 4 月 1 日	
	至 令和 2 年 3 月31日)		至 令和 3 年 3 月31日)	
営業収益				
運用受託報酬		404,907		580,926
委託者報酬		25,710		125,753
ソフトウェア開発売上高		108,320		865
その他営業収益		19,992		31,689
営業収益計		558,930		739,234
営業費用				
支払手数料		223,510		253,876
広告宣伝費		436,546		304,793
調査費		132,266		110,923
販売促進費		24,414		25,097
委託計算費		43,327		56,395
ソフトウェア開発売上原価		97,092		1,388
営業雑経費		32,543		42,465
通信費		26,390		37,766
諸会費		6,153		4,699
その他営業費用		33,208		12,000
営業費用計		1,022,908		806,939
一般管理費				
給料		439,494		460,583
役員報酬		42,544		61,710
給料手当		396,950		398,872
法定福利費		58,648		54,535
福利厚生費		7,597		3,533
採用教育費		26,468		47,474
業務委託費		327,916		368,255
交際費		3,513		2,723
消耗品費		7,936		6,161
旅費交通費		12,310		5,075
不動産賃借料		38,876		40,978
減価償却費		58,497		64,925
租税公課		2,073		1,271
諸経費		29,226		15,426
一般管理費計		1,012,559		1,070,946
営業損失（ ）		1,476,537		1,138,651
営業外収益				
受取利息	3	1,164		1,231
受取賃貸料	3	3,870		4,769
投資有価証券売却益		853		-
雑収入	3	2,904		2,431
営業外収益計		8,792		8,432
営業外費用				
支払利息		6,166		7,600
投資有価証券売却損		-		487
為替差損		19,874		22,849
雑損失		42,163		1,061
固定資産除却損		23		129
営業外費用計		68,228		32,129

経常損失（ ）		1,535,973	1,162,348
特別損失			
減損損失	4	181,560	-
貸倒損失	5	125,000	-
子会社株式売却損		-	1,999
特別損失計		306,560	1,999
税引前当期純損失（ ）		1,842,533	1,164,348
法人税、住民税及び事業税		3,800	4,319
当期純損失（ ）		1,846,333	1,168,667

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成31年４月１日 至 令和２年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計	
					繰越 利益剰余金		
当期首残高	100,000	12,023,924	-	12,023,924	6,034,852	6,034,852	6,089,071
当期変動額							
当期純損失（ ）	-	-	-	-	1,846,333	1,846,333	1,846,333
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	1,846,333	1,846,333	1,846,333
当期末残高	100,000	12,023,924	-	12,023,924	7,881,186	7,881,186	4,242,738

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	133	133	6,089,205
当期変動額			
当期純損失（ ）	-	-	1,846,333
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5,404	5,404	5,404
当期変動額合計	5,404	5,404	1,851,738
当期末残高	5,271	5,271	4,237,467

当事業年度（自 令和２年４月１日 至 令和３年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計	
					繰越 利益剰余金		
当期首残高	100,000	12,023,924	-	12,023,924	7,881,186	7,881,186	4,242,738
当期変動額							
当期純損失（ ）	-	-	-	-	1,168,667	1,168,667	1,168,667

株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	1,168,667	1,168,667	1,168,667
当期末残高	100,000	12,023,924	-	12,023,924	9,049,854	9,049,854	3,074,070

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,271	5,271	4,237,467
当期変動額			
当期純損失（ ）	-	-	1,168,667
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	6,968	6,968	6,968
当期変動額合計	6,968	6,968	1,161,699
当期末残高	1,697	1,697	3,075,767

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2）その他有価証券

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は先入先出法により算出しております。）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産の減価償却方法については、定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

器具・備品 4～15年

（2）無形固定資産の減価償却方法については、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．引当金の計上基準

貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

（１）概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（２）適用予定日

2022年３月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年７月４日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年３月31日）

（１）概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

（２）適用予定日

2022年３月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において「営業収益」の「その他営業収益」に含めていた「委託者報酬」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業収益」の「その他営業収益」に表示していた25,710千円は、「委託者報酬」25,710千円として組み替えております。

（追加情報）

（会社分割による事業の承継）

当社は、令和２年11月30日に、当社の第一種金融商品取引業にかかる事業（以下「証券事業」といいます。）を承継事業とする吸収分割契約を締結し、その後、令和３年１月18日開催の株主総会および各種種類株主総会において、当該吸収分割に関する承認決議を行いました。

１．会社分割の目的

当社は、パートナーシップ戦略を主軸にビジネスモデルの再構築、デジタル・ウェルスマネジメントへの集中及び資本効率の改善を実現するための継続的な検討を経て、証券事業を譲渡することが最適との判断に至り

ました。

そのうえで、THEO + docomo提携先である株式会社NTTドコモと協議を行った結果、SMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）を加えた3社の協働体制を目指す取組みを発足させました。3社がそれぞれの強みを活かした新たなサービスであるTHEO + docomo for SMBC日興証券（仮称）のリリースに向けて、顧客口座の管理をはじめとする証券事業全般をSMBC日興証券が担当し、dポイント投資サービスや口座開設の媒介といった幅広いユーザーへのアプローチは株式会社NTTドコモが担った上で、投資一任契約に基づくロボアドバイザー運用は当社が継続して行うことで合意しました。これらの取組みの一環で、口座管理の集約によるコスト・資本の効率化を図るため、SMBC日興証券に証券事業を承継させる吸収分割契約を締結しました。

2. 証券事業に係る会社分割の要旨

（1）会社分割の日程

分割契約締結	令和2年11月30日
分割承認株主総会	令和3年1月18日
分割予定日（効力発生日）	令和3年8月1日

（2）分割方式

当社を吸収分割会社、SMBC日興証券を吸収分割承継会社とし、承継事業の代わりに金銭を交付する吸収分割です。

（3）分割に係る割当ての内容

本分割による株式の割当は行われません。

（4）分割対価の算定根拠等

本分割の対価として交付する金銭の金額は、効力発生日時点の顧客口座数に基づいて計算されます。ただし、分割対価額は14.2億円を上回らず、かつ11.1億円を下回らないものとされております。

（5）承継会社が承継する権利義務の内容

SMBC日興証券は、本分割の効力発生日時点において、当社と顧客の間で締結された証券口座契約約款等に基づく契約、ならびに当該契約により開設された顧客口座に関する一切の資産、負債及び債務（以下「承継資産・負債」といいます。）を承継いたします。貸借対照表に計上されている承継資産・負債は、主として顧客からの預り金や資金決済・証券決済に付随して発生する経過勘定です。なお、当該契約の承継に伴い、SMBC日興証券へ移管される顧客預り資産の大半を占める預り有価証券は、要求される財務報告の枠組みに則り当社の貸借対照表に計上されておられません。

（貸借対照表関係）

1 関係会社に対する資産及び負債

（単位：千円）

	前事業年度 （令和2年3月31日現在）	当事業年度 （令和3年3月31日現在）
その他流動資産	364	-

2 当座貸越契約

（単位：千円）

	前事業年度 （令和2年3月31日現在）	当事業年度 （令和3年3月31日現在）
当座貸越極度額の総額	1,000,000	1,000,000
借入実行残高	100,000	-
差引額	900,000	1,000,000

（損益計算書関係）

3 関係会社に対する営業外収益

（単位：千円）

--	--	--

	前事業年度 (自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日)	当事業年度 (自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日)
受取利息	246	-
受取転貸料	2,040	1,360
業務受託料	2,040	680

4 減損損失

前事業年度（自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日）

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

（単位：千円）

場所	用途	種類	減損損失
東京都港区	保険商品の窓販システム	自社利用ソフトウェア	118,043
東京都港区	ポイント投資のAPI連携等システム	自社利用ソフトウェア	63,516
合計			181,560

当社は、提供するサービスを基準にグルーピングを行っております。保険商品の窓販システムについては当初計画よりもサービス提供先との連携が遅延しており、収益性が低下したため、減損損失を計上しております。回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来の収益獲得が不透明となったため、ゼロとして評価しております。ポイント投資のAPI連携等システムについてはサービス提供先が限定的となる見込みとなり、収益性が低下したため、減損損失を計上しております。回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来の収益獲得が不透明となったため、ゼロとして評価しております。

当事業年度（自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日）

該当事項はありません。

5 貸倒損失

前事業年度（自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日）

株式会社400Fに対する貸付金のうち、回収不能額125,000千円を貸倒損失として計上しております。

当事業年度（自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成31年 4月1日 至 令和 2年 3月31日）

1．発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	201,500	-	-	201,500
A種優先株式(株)	75,125	-	-	75,125
B種優先株式(株)	154,691	-	-	154,691
C種優先株式(株)	81,456	-	-	81,456
D種優先株式(株)	74,972	-	-	74,972
E種優先株式(株)	191,531	-	-	191,531
X種株式(株)	84,283	-	-	84,283
合計(株)	863,558	-	-	863,558

2．新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末	
新株予約権	普通株式	3,000	-	-	3,000	-
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	43,976	1,400	4,046	41,330	-

合計	46,976	1,400	4,046	44,330	-
----	--------	-------	-------	--------	---

（注）当社は未公開企業のため、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高はありません。

（変動事由の概要）

第4回新株予約権の失効による減少	346株
第15回新株予約権の失効による減少	200株
第16回新株予約権の失効による減少	500株
第21回新株予約権の失効による減少	2,500株
第23回新株予約権の発行による増加	800株
第24回新株予約権の発行による増加	600株
第24回新株予約権の失効による減少	500株

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	201,500	-	-	201,500
A種優先株式(株)	75,125	-	-	75,125
B種優先株式(株)	154,691	-	-	154,691
C種優先株式(株)	81,456	-	-	81,456
D種優先株式(株)	74,972	-	-	74,972
E種優先株式(株)	191,531	-	-	191,531
X種株式(株)	84,283	-	-	84,283
合計(株)	863,558	-	-	863,558

2．新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末	
新株予約権	普通株式	3,000	-	-	3,000	-
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	41,330	-	21,500	19,830	-
合計		44,330	-	21,500	22,830	-

（注）当社は未公開企業のため、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高はありません。

（変動事由の概要）

第3回新株予約権の失効による減少	7,000株
第5回新株予約権の失効による減少	4,500株
第7回新株予約権の失効による減少	3,000株
第14回新株予約権の失効による減少	100株
第15回新株予約権の失効による減少	100株
第21回新株予約権の失効による減少	5,300株
第22回新株予約権の失効による減少	1,000株
第23回新株予約権の失効による減少	500株

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業及び第一種金融商品取引業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融商品で運用し、社債の発行はありません。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

安全性の高い銀行預金及び証券会社への預け金の他に、海外ETFにて国際分散投資を行っております。

その他、金融商品取引法の規定に基づき、顧客からの預り金等について自己財産と分別して管理し、顧客分別金信託として信託しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主として海外ETFで構成されており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

預託金は、顧客分別金信託であります。顧客分別金信託は、金融商品取引法の規定に基づき顧客から預託を受けた金銭を信託しているものであり、信託法により信託財産の独立性が確保されております。

未払金は、その大半は投資運用業、投資助言・代理業及び第一種金融商品取引業にかかる業務委託費用等であります。

これらの債務は、すべて1年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券については、その残高及び損益状況等を定期的に投資政策委員会に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いが実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、社内規程に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）を参照ください。）。

前事業年度（令和2年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	2,776,188	2,776,188	-
(2) 預け金	740,300	740,300	-
(3) 売掛金	10,900	10,900	-
(4) 預託金	1,950,010	1,950,010	-
(5) 投資有価証券	17,846	17,846	-
資産計	5,495,245	5,495,245	-
負債			
(1) 預り金	1,040,324	1,040,324	-
(2) 短期借入金	500,000	500,000	-
(3) 未払金	273,064	273,064	-

負債計	1,813,388	1,813,388	-
-----	-----------	-----------	---

当事業年度（令和3年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	2,170,217	2,170,217	-
(2) 預け金	970,428	970,428	-
(3) 売掛金	3,608	3,608	-
(4) 預託金	2,010,010	2,010,010	-
(5) 投資有価証券	22,719	22,719	-
資産計	5,176,983	5,176,983	-
負債			
(1) 預り金	1,651,123	1,651,123	-
(2) 短期借入金	400,000	400,000	-
(3) 未払金	270,888	270,888	-
負債計	2,322,011	2,322,011	-

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預け金、(3) 売掛金及び(4) 預託金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

上場投資信託については、取引所の価格によっております。また、その他の投資信託については、公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 預り金、(2) 短期借入金及び(3) 未払金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (令和2年3月31日現在)	当事業年度 (令和3年3月31日現在)
投資有価証券	22,027	43,215
関係会社株式	2,000	-
敷金	26,075	17,988
合計	50,102	61,203

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(令和2年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,776,188	-	-	-
預け金	740,300	-	-	-
売掛金	10,900	-	-	-

預託金	1,950,010	-	-	-
合計	5,477,398	-	-	-

（注）満期のある有価証券は保有しておりません。

当事業年度(令和3年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,170,217	-	-	-
預け金	970,428	-	-	-
売掛金	3,608	-	-	-
預託金	2,010,010	-	-	-
合計	5,154,263	-	-	-

（注）満期のある有価証券は保有しておりません。

（注4）長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(令和2年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	400,000	-	-	-	-	-
合計	400,000	-	-	-	-	-

（注）長期借入金については1年以内に返済期限が到来するため、貸借対照表上では短期借入金に含めて記載しております。

当事業年度(令和3年3月31日現在)

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1．子会社株式

前事業年度(令和2年3月31日現在)

関係会社株式（貸借対照表計上額 2,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(令和3年3月31日現在)

該当事項はありません。

2．その他有価証券

前事業年度(令和2年3月31日現在)

（単位：千円）

区分	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	3,808	4,025	217
小計		3,808	4,025	217
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	17,218	13,821	3,397
小計		17,218	13,821	3,397
合計		21,026	17,846	3,179

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、上表に含めておりません。

（（金融商品関係）2．金融商品の時価等に関する事項(注2)に記載の通りであります。）

当事業年度(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	15,217	17,590	2,373
小計		15,217	17,590	2,373
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	5,322	5,128	193
小計		5,322	5,128	193
合計		20,539	22,719	2,180

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、上表に含めておりません。

((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(注2)に記載の通りであります。)

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・ オプション	第3回ストック・ オプション	第5回ストック・ オプション	第6回ストック・ オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社従業員 1名	当社顧問 1名 当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社顧問 1名 当社従業員 2名	当社顧問 1名 当社従業員 2名
株式の種類別の ストック・ オプションの数	普通株式6,000株 (注) 1	普通株式10,000株	普通株式13,284株	普通株式3,992株
付与日	平成25年12月1日	平成27年2月27日	平成27年7月29日	平成27年11月5日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の 定めはありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の 定めはありません。	対象勤務期間の 定めはありません。
権利行使期間	自平成27年12月2日 至令和5年12月1日	自平成29年2月28日 至令和7年2月27日	自平成29年7月30日 至令和7年7月29日	自平成29年11月5日 至令和7年11月5日

	第7回ストック・ オプション	第13回ストック・ オプション	第14回ストック・ オプション	第15回ストック・ オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 1名	当社従業員 1名	当社従業員 3名	当社従業員 3名
株式の種類別の ストック・ オプションの数	普通株式4,000株	普通株式150株	普通株式450株	普通株式400株
付与日	平成28年3月10日	平成29年2月9日	平成29年4月12日	平成29年5月15日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2

対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成28年3月10日 至令和8年3月10日	自平成29年2月9日 至令和9年2月8日	自平成29年4月12日 至令和9年4月11日	自平成29年5月15日 至令和9年5月14日

	第18回ストック・オプション	第21回ストック・オプション	第22回ストック・オプション	第23回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社従業員 40名	当社従業員 2名	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式300株	普通株式19,400株	普通株式1,000株	普通株式800株
付与日	平成30年3月14日	平成30年11月12日	平成31年1月17日	令和1年5月16日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成30年3月14日 至令和10年3月13日	自平成30年11月12日 至令和10年11月11日	自平成31年1月17日 至令和11年1月16日	自令和1年5月16日 至令和11年5月15日

	第24回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式600株
付与日	令和1年11月14日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自令和1年11月14日 至令和11年11月13日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成26年3月25日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. (1) 対象者が、付与時において当社の取締役、監査役、従業員又は顧問である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要する。

(2) 前号のほか、権利行使の条件については新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で個別に締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（令和3年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション（注）	第3回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
権利確定前（株）				
前事業年度末	6,000	10,000	5,884	346
付与	-	-	-	-
失効	-	7,000	4,500	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	6,000	3,000	1,384	346

権利確定後（株）		-		
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

	第7回ストック・オプション	第13回ストック・オプション	第14回ストック・オプション	第15回ストック・オプション
権利確定前（株）				
前事業年度末	3,000	150	250	100
付与	-	-	-	-
失効	3,000	-	100	100
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	150	150	-
権利確定後（株）				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

	第18回ストック・オプション	第21回ストック・オプション	第22回ストック・オプション	第23回ストック・オプション
権利確定前（株）				
前事業年度末	300	13,400	1,000	800
付与	-	-	-	-
失効	-	5,300	1,000	500
権利確定	-	-	-	-
未確定残	300	8,100	-	300
権利確定後（株）	-		-	
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

	第24回ストック・オプション
権利確定前（株）	
前事業年度末	100
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	100
権利確定後（株）	-
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

（注）平成26年3月25日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
権利行使価格（円）	700	6,948	10,122	10,122
行使時平均株価（円）	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-	-

	第7回ストック・オプション	第13回ストック・オプション	第14回ストック・オプション	第15回ストック・オプション
権利行使価格（円）	10,122	18,548	18,548	18,548
行使時平均株価（円）	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-	-

	第18回ストック・オプション	第21回ストック・オプション	第22回ストック・オプション	第23回ストック・オプション
権利行使価格（円）	20,099	29,760	29,760	29,760
行使時平均株価（円）	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-	-

	第24回ストック・オプション
権利行使価格（円）	29,760
行使時平均株価（円）	-
付与日における公正な評価単価（円）	-

（注）平成26年3月25日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、付与日時点において未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値の見積りにより算定しております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法、修正純資産法及び類似会社比較法等により算定しております。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額

283,031千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和２年３月31日現在)	当事業年度 (令和３年３月31日現在)
(単位：千円)		
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注）	2,008,521	2,405,878
減損損失	61,675	46,081
貸倒損失	42,462	41,975
その他有価証券評価差額金	1,790	-
その他	1,348	5,848
繰延税金資産小計	2,115,798	2,499,784
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	2,008,521	2,405,878
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	107,277	93,905
評価性引当額小計	2,115,798	2,499,784
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	858
繰延税金負債合計	-	858
繰延税金負債の純額	-	858

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(令和２年３月31日現在)

(単位：千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越 欠損金（１）	-	-	-	-	-	2,008,521	2,008,521
評価性引当額	-	-	-	-	-	2,008,521	2,008,521
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

当事業年度(令和３年３月31日現在)

(単位：千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越 欠損金（１）	-	-	-	-	438,648	1,967,230	2,405,878
評価性引当額	-	-	-	-	438,648	1,967,230	2,405,878
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

１ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、従来「投資運用業」と「その他」に区分しておりましたが、当事業年度より、「投資運用業」の単一セグメントとしています。

この変更は、「その他」の営業収益、利益及び資産の重要性が乏しくなったこと、また当社の事業展開、

経営資源の配分、経営管理体制等の実態を踏まえ、報告セグメントを再考した結果、報告セグメントは単一セグメントとするのが適切であると判断したことによるものであります。

この変更により、当社の報告セグメントは単一セグメントとなることから、前事業年度及び当事業年度のセグメント情報の記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

相手先	営業収益
株式会社新生銀行	69,000

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは、投資運用業を単一のセグメントとしているため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（１）親会社及び法人主要株主等

該当事項はございません。

（２）子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子 会 社	株式 会社 400F	東京都 港区	2,000 千円	ソフトウェア サービスの 企画・開発 及び メンテナンス業	所有直接 100%	役員の 兼任 業務受託	資金の貸付	125,000	破産更生 債権等	125,000
							利息の授受	246		
							費用の立替	73,769	立替金	364
							受取転貸料	2,040		
							業務受託料	2,040		

（注）１．取引金額には、消費税等が含まれておらず、立替金の期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件は、一般取引条件と同様に決定しております。

３．取引条件は、両者協議の上、決定しております。

（３）役員及び個人主要株主等

該当事項はございません。

当事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（１）親会社及び法人主要株主等

該当事項はございません。

（２）子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子 会 社	株式 会社 400F	東京都 港区	2,000 千円	ソフトウェア サービスの 企画・開発 及び メンテナンス業	所有直接 100%	役員の 兼任 業務受託	資金の貸付	125,000	破産更生 債権等	125,000
							費用の立替	37,533		
							受取転貸料	1,360	立替金	35,814
							業務受託料	680		

（注）１．取引金額には、消費税等が含まれておらず、立替金の期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件は、一般取引条件と同様に決定しております。

３．取引条件は、両者協議の上、決定しております。

４．株式会社400Fは2020年8月に子会社でなくなったため、関連当事者ではなくなっております。そのた

め取引金額については関連当事者であった期間の金額を、期末残高については関連当事者でなくなった時点の残高を記載しております。また、議決権等の所有（被所有）割合については2020年7月31日時点の割合を記載しております。

（３）役員及び個人主要株主等
該当事項はございません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成31年４月１日 至 令和２年３月31日)	当事業年度 (自 令和２年４月１日 至 令和３年３月31日)
１株当たり純資産額	0.00円	0.00円
１株当たり当期純損失金額	2,138.05円	1,353.31円

（注１）潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

（注２）１株当たり純資産額算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和２年３月31日現在)	当事業年度 (令和３年３月31日現在)
純資産の部の合計額（千円）	4,237,467	3,075,767
純資産の部から控除する金額（千円）	4,237,467	3,075,767
うちA種優先株式	-	-
うちB種優先株式	-	-
うちC種優先株式	-	-
うちD種優先株式	-	-
うちE種優先株式	4,237,467	3,075,767
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	-	-
１株当たりの純資産額の算定に用いられた普通株式数	863,558 株	863,558 株

（注３）１株当たり当期純損失算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成31年４月１日 至 令和２年３月31日)	当事業年度 (自 令和２年４月１日 至 令和３年３月31日)
当期純損失（千円）	1,846,333	1,168,667
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純損失金額（千円）	1,846,333	1,168,667
期中平均株式数	863,558株	863,558株
うち普通株式	201,500株	201,500株
うちA種優先株式	75,125株	75,125株
うちB種優先株式	154,691株	154,691株
うちC種優先株式	81,456株	81,456株
うちD種優先株式	74,972株	74,972株
うちE種優先株式	191,531株	191,531株
うちX種株式	84,283株	84,283株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権16種類（新株予約権の数48,376個）。	新株予約権14種類（新株予約権の数44,330個）。

（注４）当社の発行している優先株式は、普通株式及びX種株式より利益配当請求が優先的ではなく、残余財産の分配が普通株式及びX種株式より優先的な権利を有しております。そのため、１株当たり当期純損失の算定においては、普通株式及びX種株式と同様に取り扱っており、１株当たり純資産額の算定においては、優先的な取り扱いを反映しております。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (令和 3 年 9 月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,445,899
預け金	2,486
売掛金	2,585
未収消費税等	26,475
その他流動資産	46,084
流動資産計	3,523,530
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	23,606
器具・備品	34,633
減価償却累計額	47,083
建設仮勘定	4,940
有形固定資産計	16,096
無形固定資産	
ソフトウェア	99,044
ソフトウェア仮勘定	108,819
その他無形固定資産	918
無形固定資産計	208,782
投資その他の資産	
投資有価証券	86,808
敷金	131,511
その他	3,012
投資その他の資産合計	221,331
固定資産計	446,210
資産合計	3,969,741

(単位：千円)

当中間会計期間 (令和 3 年 9 月30日)	
負債の部	
流動負債	
預り金	13,367
前受金	167
未払金	210,121
未払法人税等	2,523
その他流動負債	7,586
流動負債計	233,766
固定負債	
繰延税金負債	697
固定負債計	697
負債合計	234,463
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	

資本準備金	12,023,924
資本剰余金合計	12,023,924
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	8,286,166
利益剰余金合計	8,286,166
自己株式	108,342
株主資本合計	3,729,415
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,557
評価・換算差額等合計	1,557
新株予約権	4,305
純資産合計	3,735,277
負債純資産合計	3,969,741

（２）中間損益計算書

（単位：千円）

当中間会計期間	
（自 令和３年４月１日	
至 令和３年９月30日）	
営業収益	
運用受託報酬	353,433
委託者報酬	128,183
ソフトウェア開発売上高	16,800
その他営業収益	17,798
営業収益計	516,215
営業費用	
支払手数料	154,294
広告宣伝費	153,944
調査費	42,556
販売促進費	3,596
委託計算費	17,345
ソフトウェア開発売上原価	10,459
営業雑経費	15,038
通信費	8,992
諸会費	6,046
その他営業費用	6,000
営業費用計	403,234
一般管理費	
給料	361,878
役員報酬	30,103
給料手当	331,775
法定福利費	35,435
福利厚生費	1,835
採用教育費	59,650
業務委託費	314,823
交際費	702
消耗品費	7,685
旅費交通費	2,640
不動産賃借料	16,287
減価償却費	28,510
租税公課	673
諸経費	3,476
一般管理費計	833,602
営業損失（ ）	720,620

（単位：千円）

当中間会計期間

（自 令和３年４月１日
至 令和３年９月30日）

営業外収益	
受取利息	21
受取賃貸料	915
投資有価証券売却益	959
雑収入	5,933
償却債権取立益	72,516
営業外収益計	80,346
営業外費用	
支払利息	3,069
為替差損	10,031
雑損失	413
営業外費用計	13,514
経常損失（ ）	653,789
特別利益	
事業譲渡益	1,420,000
特別利益計	1,420,000
税引前中間純利益	766,210
法人税、住民税及び事業税	2,523
中間純利益	763,687

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 令和３年４月１日 至 令和３年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	12,023,924	-	12,023,924	9,049,854	9,049,854	-	3,074,070
当中間期変動額								
中間純利益	-	-	-	-	763,687	763,687		763,687
自己株式の取得	-	-	-	-			108,342	108,342
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-	763,687	763,687	108,342	655,344
当中間期末残高	100,000	12,023,924	-	12,023,924	8,286,166	8,286,166	108,342	3,729,415

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,697	1,697	-	3,075,767
当中間期変動額				
中間純利益	-	-	-	763,687
自己株式の取得	-	-	-	108,342
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	140	140	4,305	4,164
当中間期変動額合計	140	140	4,305	659,509
当中間期末残高	1,557	1,557	4,305	3,735,277

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は先入先出法により算出しております。）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産の減価償却方法については、定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

器具・備品 4～15年

（2）無形固定資産の減価償却方法については、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（1）運用受託サービス

運用受託サービスは、対象顧客との間で投資一任契約に基づき資産運用サービス提供しており、「運用受託報酬」等の報酬金額を認識しております。

運用受託報酬においては、主に、当社が請け負う投資一任契約に基づき受託資産の運用サービスを履行する義務を負っております。当履行義務は、日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が消費されるため、当社が収受したもののうち、提供する資産運用サービスに対する対価を収益として認識しております。確定した運用報酬は、月次で受取ります。

（2）委託業務サービス

委託者サービスは、様々な資産を投資対象とした投資信託の設定・運用を行っており、「委託者報酬」等の受入手数料を認識しております。

委託者報酬においては、主に、信託約款等に基づき、受託資産の運用・管理サービスを履行する義務を負っております。当履行義務は、日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が消費されるため、投資信託の運用期間にわたり当社が収受したもののうち、提供する資産運用サービスに対する対価を収益として認識しております。確定した委託者報酬は、年2回受取ります。

（3）ソフトウェア開発サービス

ソフトウェア開発サービスは、顧客から委託されたソフトウェアを開発し納品するサービスであり、顧客との契約に基づきサービスを提供する履行義務を負っております。当社が請け負うソフトウェア開発案件は短期で開発が完了する案件であることから、当履行義務は、サービスの提供が完了した時点をもって履行義務が充足されるとし収益を認識しております。確定したサービスの対価は月末締め翌月末に受取ります。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、累積的影響額が無かったため、期首の利益剰余金は加減しておりません。

なお、収益認識会計基準等の適用による、当中間会計期間の損益に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年3月6日内閣府令第9号）附則第3条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

（会計上の見積りの変更）

（耐用年数の変更）

当社は、当中間会計期間において東京本社の移転を取締役会にて決議いたしました。このため、移転後に利用見込みのない固定資産について耐用年数の見直しを行いました。これにより、当事業年度の営業損失及び経常損失がそれぞれ2,948千円増加し、税引前当期純利益は2,948千円減少しております。

（中間貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（中間損益計算書関係）

減価償却実施額

（単位：千円）

	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
有形固定資産	4,702
無形固定資産	23,808

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式(株)	201,500	-	-	201,500
A種優先株式(株)	75,125	-	-	75,125
B種優先株式(株)	154,691	-	-	154,691
C種優先株式(株)	81,456	-	-	81,456
D種優先株式(株)	74,972	-	-	74,972
E種優先株式(株)	191,531	-	-	191,531
X種株式(株)	84,283	-	-	84,283
合計(株)	863,558	-	-	863,558
自己株式				
C種優先株式(株)（注）	-	21,565	-	21,565
合計(株)	-	21,565	-	21,565

（注）C種優先株式の自己株式の株式数の増加21,565株は、C種優先株主からの取得請求に伴い自己株式として取得したことによるものであります。

2．新株予約権に関する事項

	目的となる株式数（株）	当中間会計
--	-------------	-------

内訳	目的となる株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	期間末残高（千円）
新株予約権	普通株式	3,000	-	-	3,000	-
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	19,830	30,650	2,950	47,530	4,305
合計		22,830	30,650	2,950	50,530	4,305

（注）付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当中間会計期間末残高については、有償で付与したストック・オプションに係る付与時の払込金額が計上されております。

（変動事由の概要）

第14回新株予約権の失効による減少	150株
第21回新株予約権の失効による減少	2,400株
第24回新株予約権の失効による減少	100株
第25回新株予約権の発行による増加	20,500株
第26回新株予約権の発行による増加	10,150株
第26回新株予約権の失効による減少	300株

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間（令和3年9月30日現在）

1．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
その他	23,551	-	-	23,551
資産計	23,551	-	-	23,551

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	-	131,511	131,511
資産計	-	-	131,511	131,511

（注）1．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

活発な市場における相場価格を利用できるものはレベル1に分類しており、主に上場投資信託がこれに

含まれます。

敷金

差入先の信用リスクや長期金利の情勢を考慮し、公正価値は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

（注）2．当事業年度において、市場価格のない株式等（非上場株式等）については次のとおりであり、（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式 *	63,256

* 非上場株式については、市場価格がないことから、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」

（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

1．その他有価証券

当中間会計期間(令和3年9月30日現在)

（単位：千円）

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	14,295	16,686	2,390
小計		14,295	16,686	2,390
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	7,203	6,865	337
小計		7,203	6,865	337
合計		21,498	23,551	2,052

（注）市場価格のない株式については、上表に含めておりません。

（（金融商品関係）金融商品の時価等に関する事項(注2)に記載の通りであります。）

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2．財貨取得取引における当初の資産計上額及び科目名

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）
現金及び預金	4,305

3．中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第25回ストック・オプション （有償ストック・オプション）	第26回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名 当社従業員 16名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式20,500株 （注）1	普通株式10,150株 （注）1
付与日	2021年6月30日	2021年7月15日

権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2021年7月 1 日 至 2031年 6 月30日	自 2021年 7 月15日 至 2031年 7 月14日
権利行使価格(円)	10,000	29,760
付与日における公正な評価 単価(円)	-	-

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. (1) 対象者が、付与時において当社の取締役、監査役、従業員又は顧問である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要する。

(2) 前号のほか、権利行使の条件については新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で個別に締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。

(企業結合等関係)

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

(吸収分割による事業の分離)

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

SMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」という。）

(2) 分離した事業の内容

証券事業

(3) 事業分離を行った主な理由

当社は、パートナーシップ戦略を主軸にビジネスモデルの再構築、デジタル・ウェルスマネジメントへの集中及び資本効率の改善を実現するための継続的な検討を経て、証券事業を譲渡することが最適との判断に至りました。

そのうえで、THEO + docomo提携先である株式会社NTTドコモと協議を行った結果、SMBC日興証券を加えた3社の協働体制を目指す取組みを発足させました。3社がそれぞれの強みを活かした新たなサービスのリリースに向けて、顧客口座の管理をはじめとする証券事業全般をSMBC日興証券が担当し、dポイント投資サービスや口座開設の媒介といった幅広いユーザーへのアプローチは株式会社NTTドコモが担った上で、投資一任契約に基づくロボアドバイザー運用は当社が継続して行うことで合意しました。これらの取組みの一環で、口座管理の集約によるコスト・資本の効率化を図るため、SMBC日興証券に証券事業を承継させる吸収分割契約を締結しました。

(4) 事業分離日

2021年8月1日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

当社を吸収分割会社、SMBC日興証券を吸収分割承継会社とし、承継事業の代わりに金銭を交付する吸収分割です。

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

事業譲渡益 1,420,000千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	2,174,389千円
資産合計	2,174,389千円
流動負債	2,174,389千円
負債合計	2,174,389千円

(3) 会計処理

本移転した資産及び負債の純額と受領対価の差額を収益計上しております。

(4) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

投資運用業

(5) 当中間会計期間の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

当社の報告セグメントは、「投資運用業」の単一セグメントのため、当中間会計期間のセグメント情報の記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（収益認識関係）

当社は、「投資運用業」の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
投資運用事業	千円
運用受託サービス	353,433
委託業務サービス	128,183
ソフトウェア開発サービス	16,800
その他	17,798
顧客との契約から生じる収益	516,215
その他の収益	-
外部顧客への売上高	516,215

（1株当たり情報）

	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
1株当たり純資産額	0.00円
1株当たり中間純利益金額	891.77円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり純資産額算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	3,735,277
純資産の部から控除する金額(千円)	3,735,277
うちA種優先株式	-
うちB種優先株式	-
うちC種優先株式	-
うちD種優先株式	-
うちE種優先株式	3,735,277
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	-
1株当たりの純資産額の算定に用いられた 中間期末の株式数	841,993株

(注) 3. 1株当たり中間純利益算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
中間純利益(千円)	763,687
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 中間純利益金額(千円)	763,687
期中平均株式数	856,369.67株
うち普通株式	201,500.00株
うちA種優先株式	75,125.00株
うちB種優先株式	154,691.00株
うちC種優先株式	74,267.67株
うちD種優先株式	74,972.00株
うちE種優先株式	191,531.00株
うちX種株式	84,283.00株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかつ た潜在株式の概要	新株予約権13種類(新株予約 権の数53,480個)。

(注) 4. 当社の発行している優先株式は、普通株式及びX種株式より利益配当請求が優先的ではなく、残余財産の分配が普通株式及びX種株式より優先的な権利を有しております。そのため、1株当たり中間純利益の算定においては、普通株式及びX種株式と同様に取り扱っており、1株当たり純資産額の算定においては、優先的な取り扱いを反映しております。

(後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和3年6月25日

株式会社お金のデザイン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 貞 廣 篤 典 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 田 好 弘 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社お金のデザインの令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社お金のデザインの令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（追加情報）に記載されているとおり、会社は、令和2年11月30日に、第一種金融商品取引業にかかる事業を承継事業とする吸収分割契約を締結し、その後、令和3年1月18日開催の株主総会および各種種類株主総会において、当該吸収分割に関する承認決議を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月17日

株式会社お金のデザイン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

貞 廣 篤 典

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松 田 好 弘

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社お金のデザインの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社お金のデザインの令和3年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年4月26日

株式会社お金のデザイン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松田 好弘

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているお金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド(円ヘッジあり)の2021年9月11日から2022年3月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド(円ヘッジあり)の2022年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年9月11日から2022年3月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、株式会社お金のデザイン及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

株式会社お金のデザイン及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。